

地域におけるPPP/PFI事業の推進



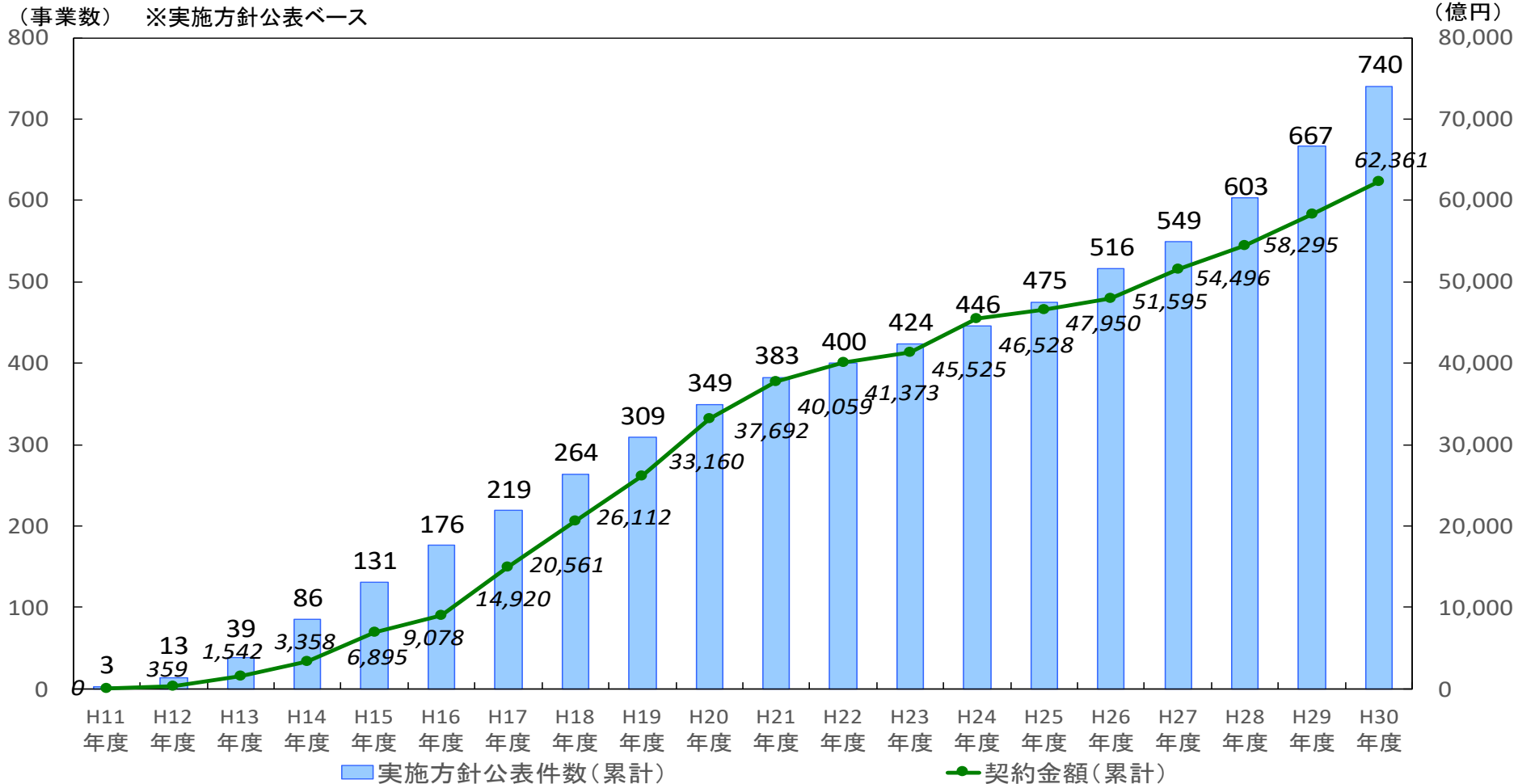
内閣府民間資金等活用事業推進室

PFI事業の実施状況

- わが国のPFI事業件数及び契約金額は、いずれも増加傾向にある。<p3参照>
(平成30年度は単年度の事業数で過去最高の73件)
- 近年のPFI事業件数の増加は、市区町村におけるPFIの活用の増加が主な要因となっている。人口20万人以上の市区町村、人口20万人未満の市区町村いずれも、PFI事業件数は増加している。<p4-5参照>
- 近年のPFI事業の実施団体数は、市区町村において増加しており、PFI事業に知見を有する市区町村が増えている。一方で、人口20万人未満の市区町村については、PFI事業をこれまで一度も実施したことのない団体も依然として多く存在する。<p6参照>
- 今後も、地方公共団体による公共施設等整備事業の発注数は増えることが見込まれているため、積極的なPFI事業の導入により、地域課題の解決に繋げていただくことを期待している。
<p7参照>

PFI事業の実施状況／事業数・契約金額の推移(累計)

平成31年3月31日時点



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額(公共負担額)を内閣府調査により把握しているものの合計額であって、公共施設等運営権方式における運営権対価は含んでいないなど、PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

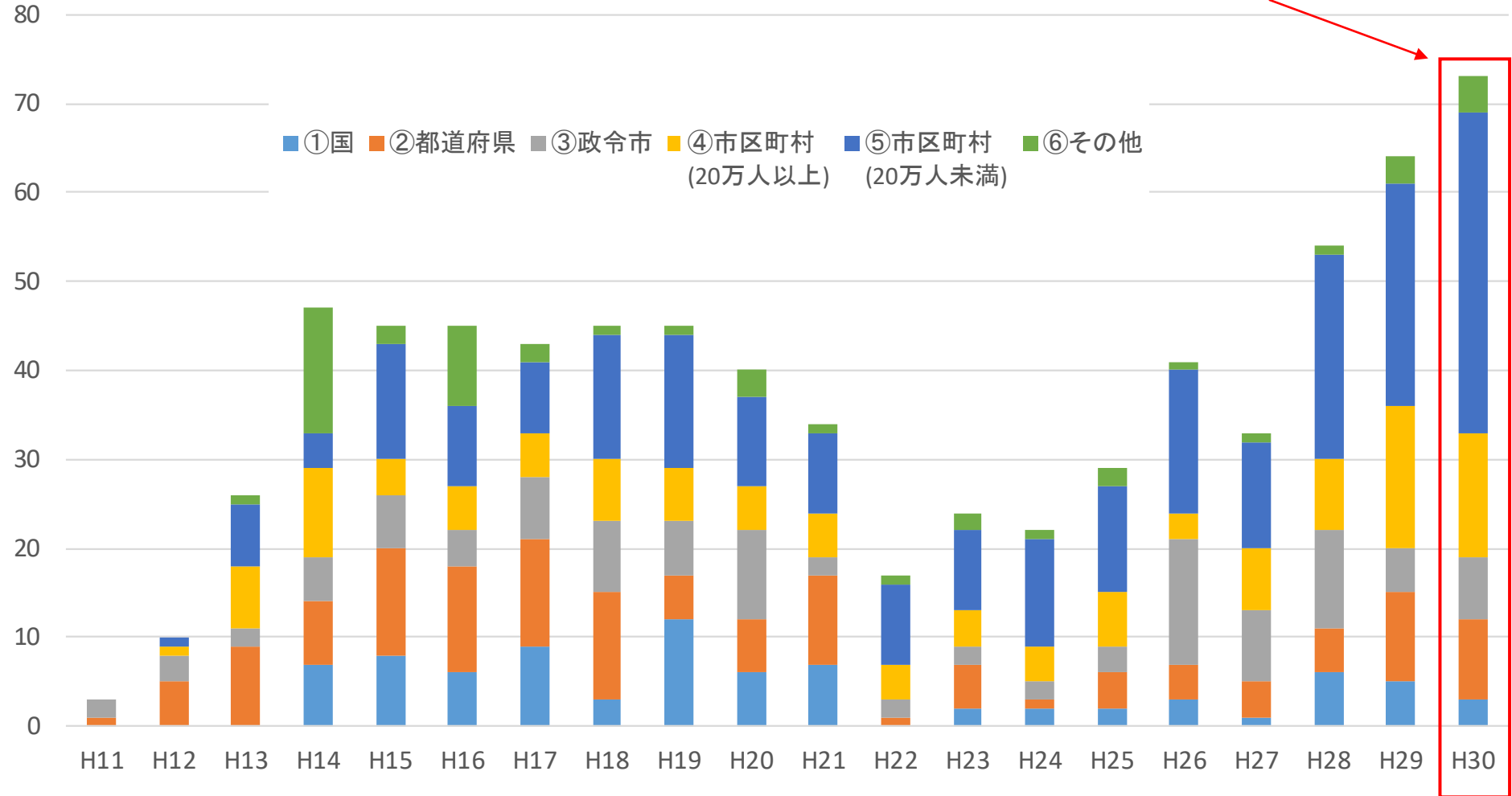
PFI事業の実施状況／事業主体別事業数

平成31年3月31日時点

(内閣府調べ)

○全体 740件

単年度で過去最高73件



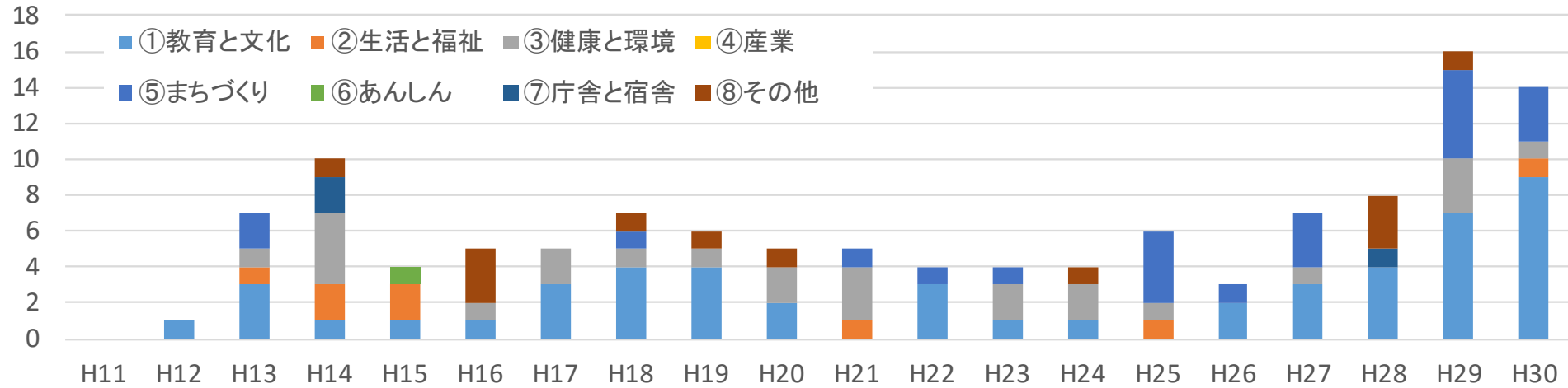
● 近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。

PFI事業の実施状況／市区町村（政令市除く）

平成31年3月31日時点

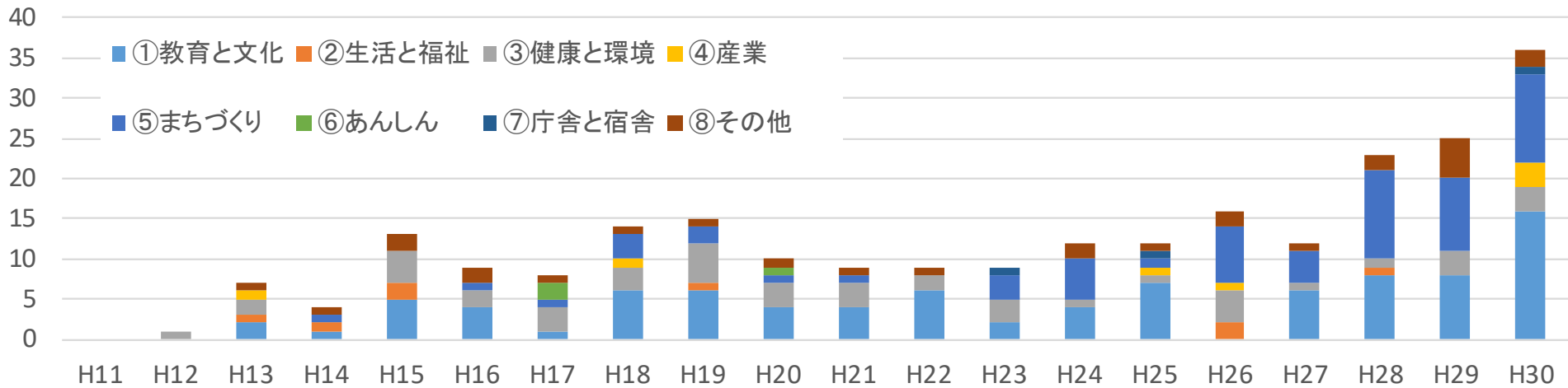
○市区町村（人口20万人以上） 121件

（内閣府調べ）



○市区町村（人口20万人未満） 244件

（内閣府調べ）



PFI事業の実施状況／地方公共団体別事業数

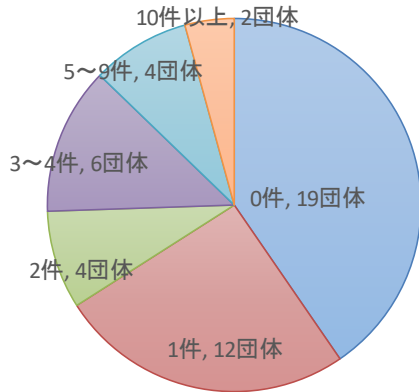
平成31年3月31日時点

○地方公共団体の規模による実施状況

都道府県

実施団体: **28**(H25)→**33**(H31)
件数: **98**(H25)→**134**(H31)

総団体数: 47

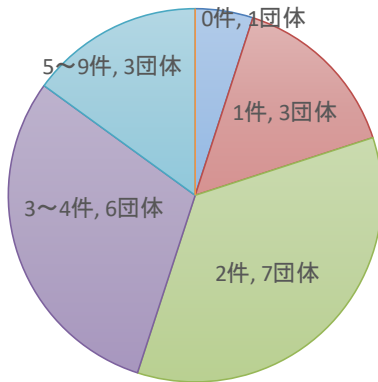


平成25年3月31日時点

政令市

実施団体: **19**(H25)→**19**(H31)
件数: **61**件(H25)→**109**件(H31)

総団体数: 20

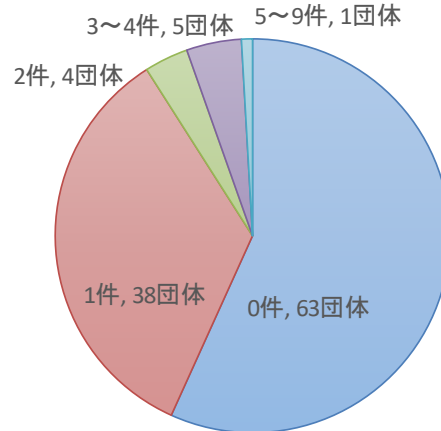


平成31年3月31日時点

市区町村(人口20万人以上)

実施団体: **48**(H25)→**60**(H31)
件数: **67**件(H25)→**121**件(H31)

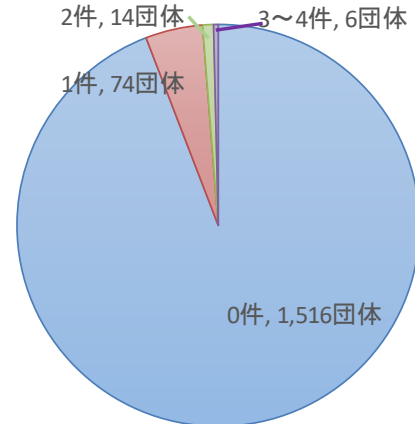
総団体数: 111



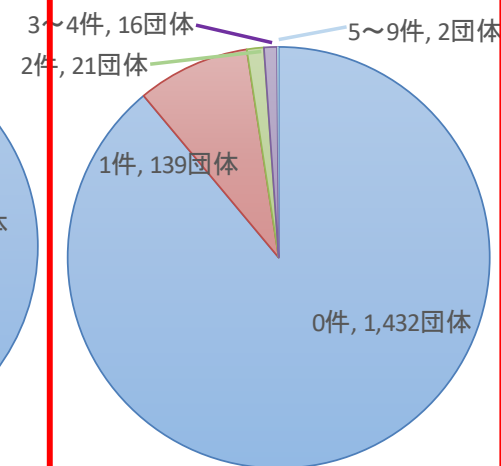
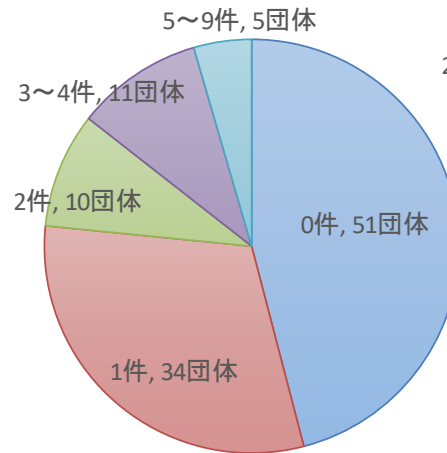
市区町村(人口20万人未満)

実施団体: **94**(H25)→**178**(H31)
件数: **120**件(H25)→**244**件(H31)

総団体数: 1610



※件数、実施団体ともにH11からの累計数
※人口はH31.1.1時点を基準とする



● 件数(346件→608件)・実施団体(189団体→290団体)ともに、6年間で着実に増加。

地方公共団体における優先的検討等の実施見込みに関するアンケート調査

調査概要

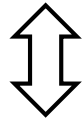
- 目的：PPP/PFI事業の潜在的な事業規模の把握の一助とするため、内閣府及び総務省の共同で以下2点についてアンケート調査を実施。
 - ①優先的検討規程（PPP/PFIの導入可能性に関する規程）を有する地方公共団体に対し
平成31年度から令和5年度の期間に優先的検討規程を実施する予定の事業数を調査（配布177 回収163）
 - ②優先的検討規程を未策定の地方公共団体に対し
平成31年度から令和5年度までに事業着手する可能性のある公共施設整備事業等※1の数を調査（配布1611 回収1452）
- 期間：平成30年11月15日 ～ 平成30年12月14日
- 方法：メール

※1：以下の条件にすべて該当する事業

ア各自治体内の計画（総合計画（実施計画）、公共施設等総合管理計画、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画））等に基づき実施する可能性のある事業
イ今後5年以内（平成31年度～平成35年度）に事業着手する可能性のある事業
ウ事業費が3億円以上の事業（ただし、都道府県、政令指定都市、人口20万人以上の地方公共団体については、事業費が5億円以上の事業）

<調査結果>

- 今年度中に実施可能性のある公共施設等整備事業数は、**「約800件」**（※2）

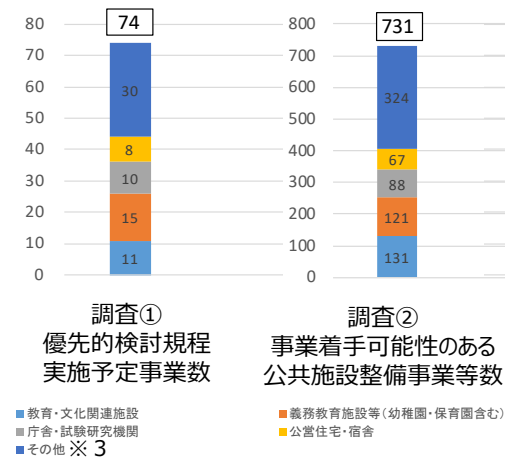


※2 平成31年度において、優先的検討規程を実施する予定の事業数（①74）と、事業着手する可能性のある公共施設整備事業等（②731）の数を合計

<実績>

- 一方、平成29年度における地方自治体発注のPFI事業は**「約40件」**にとどまる

平成31年度における実施予定数（事業種別）



※3 その他項目には学校給食センター、駐車場、港湾施設、観光施設、社会福祉施設、病院、廃棄物処理施設、ごみ処理施設の余熱利用施設、浄水場・下水道処理施設等、浄化槽等事業、発電施設、火葬場、産業界成支援施設、都市公園、再開発事業等が含まれる

地域におけるPPP/PFI事業の推進に向けて

○PPP/PFIが進まない理由（課題）

発注側（自治体）

受注側（民間）

①PPP/PFIに対する不慣れ

・職員の経験・ノウハウ不足により手続きの進め方や契約の仕方がわからない（従来型発注の仕方ならば慣れている）

②地域企業の受注機会が減少するのではないかの懸念

③議会における合意形成

④入札不調による時間・マンパワーのロスへの不安

PPP/PFIに対する不慣れ

・異業種の企業と連携して受注し、事業を運営した経験がない
（特別目的会社への出資等をした経験がない）

・他社との差別化を図れる優れた企画提案書を作成できるノウハウ等がない

・事業を運営する過程で発生する可能性のあるリスクについて、公民でどう分担して契約すればよいか分からない

等



地域企業がPFI事業の担い手として参画しやすい環境整備を図ることが重要。

支援の内容

- 事業の段階に応じた切れ目のない支援<p10参照>
- PPP/PFI地域プラットフォームの形成支援、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の創設<p11-14参照>
- 地方創生推進交付金の活用<p15-16参照>
- PPP/PFI専門家派遣、ワンストップ窓口制度<p17-18参照>

(参考)平成29年度におけるPFI事業受注動向


平成29年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式等を除く41事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

▶ **地域企業※が参画している事業** : 93% (38/41件)

※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：(上段)選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数
(下段)代表企業の属性(地域or地域外)

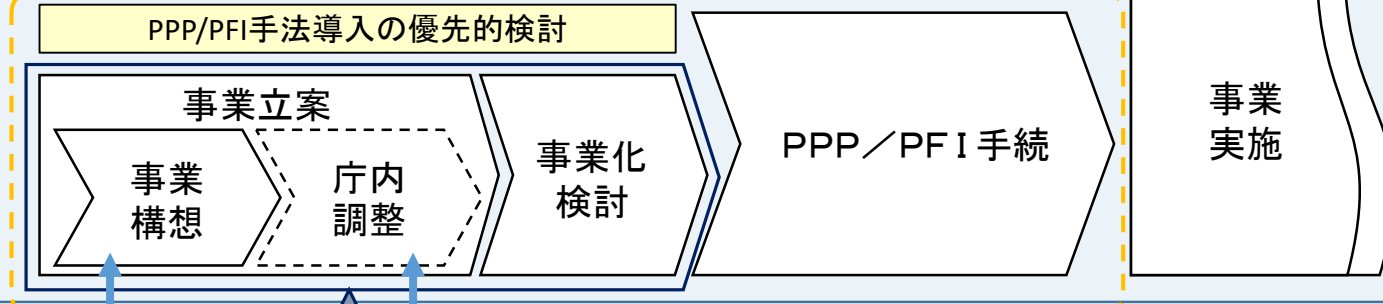
■ : 地域企業※が参画している事業
※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

事業規模 分野	10億円  100億円～									
	契約金額 (落札金額)									
教育・文化 (小中学校、図書館、体育館、給食センター等)	4 / 6 社 地域	2 / 2 社 地域	2 / 8 社 地域外	2 / 5 社 地域	1 / 7 社 地域外	1 / 7 社 地域外	4 / 8 社 地域	2 / 6 社 地域外	3 / 7 社 地域外	
	7 / 9 社 地域		4 / 7 社 地域外	1 / 5 社 地域外	2 / 7 社 地域外	1 / 5 社 地域外	4 / 8 社 地域外		4 / 10 社 地域外	
健康と環境 (医療、廃棄物処理、斎場等)			0 / 2 社 地域外	2 / 5 社 地域外					3 / 8 社 地域外	
まちづくり (道路、公園、下水道、港湾等)	3 / 5 社 地域	1 / 3 社 地域	1 / 4 社 地域	3 / 6 社 地域	3 / 6 社 地域外	2 / 5 社 地域外	2 / 6 社 地域外	2 / 5 社 地域外	1 / 6 社 地域外	
	0 / 5 社 地域外	2 / 4 社 地域	6 / 7 社 地域	4 / 4 社 地域		1 / 6 社 地域	4 / 6 社 地域			
安心 (警察施設、消防施設等)							3 / 9 社 地域外	1 / 4 社 地域外		
庁舎と宿舎 (事務庁舎、公務員宿舎等)				4 / 5 社 地域						
その他			2 / 3 社 地域外	2 / 4 社 地域	4 / 5 社 地域					0 / 2 社 地域外

事業の段階に応じた切れ目のない支援

調査費約116百万円の内数
(地方負担なし)

事業の段階



②優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

丸森町(宮城県)、高浜町(福井県)、
下関市(山口県)、小郡市(福岡県)

④新規案件形成支援

PPP/PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP/PFI案件の形成を支援

行田市(埼玉県)

⑤高度専門家による課題検討支援

※コンセッション事業等
高度な知見を必要とするもの
コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

北九州市

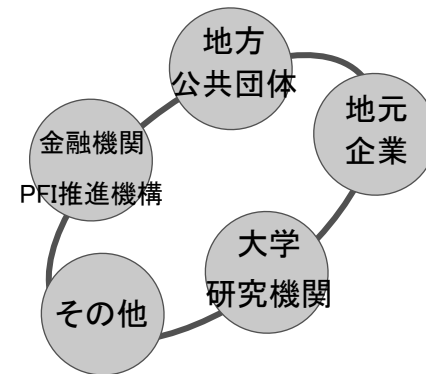
③民間提案活用支援

PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

御所市(奈良県)

①地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援
地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



山梨県等、静岡県、大分県、川崎市、名古屋銀行・愛知銀行・中京銀行等(愛知県)

PPP/PFI地域プラットフォーム

地域プラットフォームとは

地方公共団体を始め地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**するため、行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場

地域プラットフォームの機能

地域においてPPP/PFI事業に取り組む上での課題

地域プラットフォームの機能

■ PPP/PFI手法導入のメリットが十分に理解されていない

普及啓発機能

■ 地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウが不足している

■ 地域の企業における受注機会喪失に対する懸念がある

人材育成機能

■ PPP/PFI事業に取り組む上で必要となる他業種等とのネットワークが不足している

交流機能

■ 地方公共団体の考えが分からない

■ どういった事業を予定しているのか、どういった公有資産を保有しているのか分からない

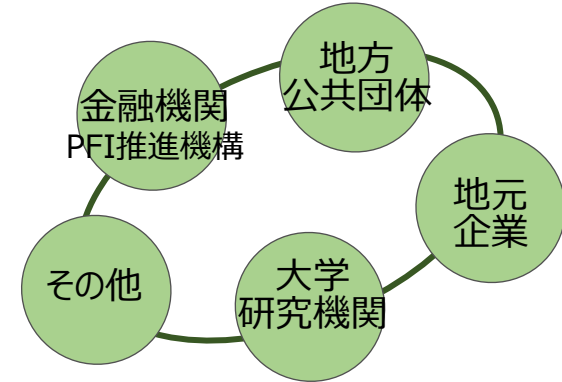
情報発信機能

■ 地方公共団体ではPPP/PFI手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない

■ 民間からPPP/PFI事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無い

官民対話機能

【地域プラットフォームのイメージ】



具体的な活動・取組

【主な取組例】

- **セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等**について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体のPPP/PFI候補案件について行政から情報を提供するとともに、その案件を題材として**サウンディング調査等の官民対話**を行い、**民間事業者の参入意向や参入条件等の確認**をし、事業化に向けた次のステップに繋げる
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるように、セミナー等の後に交流会を行い、**異業種間のネットワーク構築**を図る

「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の創設

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

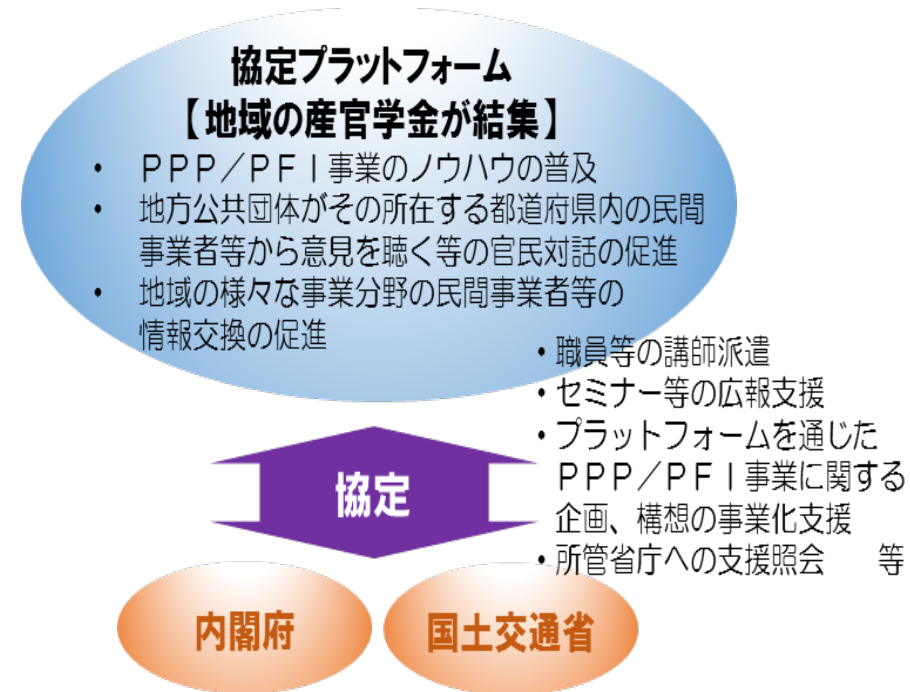
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

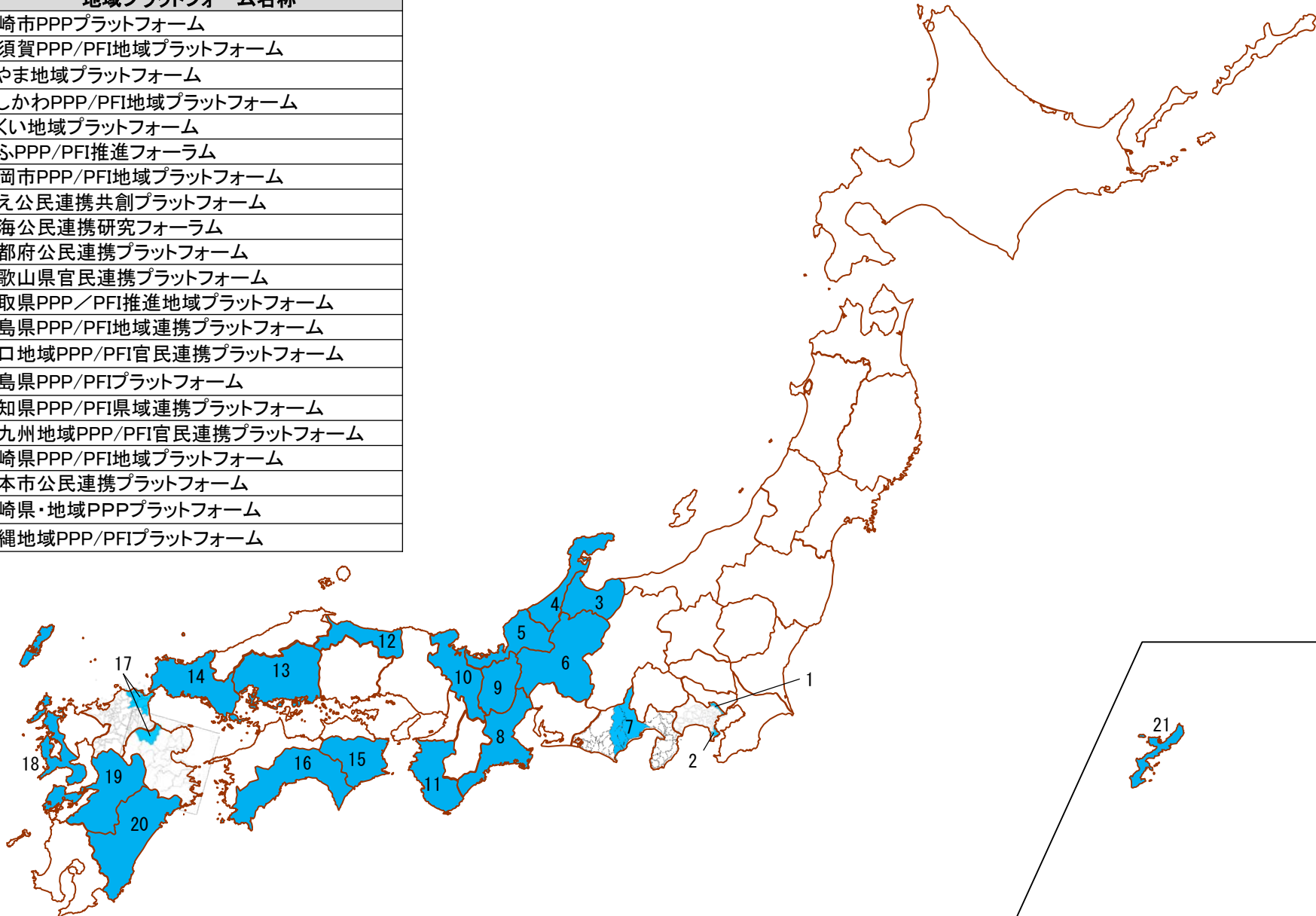
- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



(参考)協定プラットフォーム一覧

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム



(参考)協定プラットフォーム代表者一覧

PPP/PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、株式会社日本政策投資銀行、株式会社北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	株式会社北國銀行、石川県、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	株式会社福井銀行、福井県、福井市、株式会社日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、株式会社百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、株式会社滋賀銀行、株式会社しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、一般財団法人ひろぎん経済研究所、株式会社YMFG ZONEプランニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社山口銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社北九州銀行、株式会社YMFG ZONEプランニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力株式会社

地方創生推進交付金の活用

地方創生推進交付金とは

地方公共団体の自主的・主体的かつ先導的な事業を支援することで、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生に寄与

○地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

地方創生推進交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

- ① 地方版総合戦略に位置付けられた**地方公共団体の自主的・主体的な取組**であること
- ② 先導的な事業として、**自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携**等の要素を有する事業であること
- ③ 事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

○交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

現行制度においても、対象事業に含まれるPPP/PFIの検討・推進等（※）に係る費用については、**地方創生推進交付金の対象となり得る。**

（※）導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用が対象となり得る。ただし、教育・農業・医療などの個別分野で、他省庁の所管であることが明らかである事業については、対象外と考えられる。

交付金を受けた事例

PPPを活用した出産・子育て楽楽（らくらく）まちづくり計画（千葉県大網白里市）

- PPPを活用した医療機関や子育て支援施設、商業施設等の整備を実施し、産科不在などの問題解消や生活利便性の向上を図る（各事業主体が参画するSPC設立等により運営体制を構築）。
- 当該施設整備に係るPPP/PFIの導入可能性調査等や、出産・子育てに関する情報発信等を総合的に行う事業を地方創生推進交付金で支援。



子育て交流センターイメージ（出典：大網白里市HP）

地域再生法改正案におけるPFI法の特例(国会提出中)

- 老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は、地方公共団体の重要な課題。
- 厳しい財政状況の中で、公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入が有効。そこで、専門機関であるPFI推進機構がコンサルティングを行うことで、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの更なる促進を図る地域再生法改正案を、先の通常国会に提出した(継続審査)。

PPP/PFIの地域再生計画記載事項への 明確な位置づけ

本改正においては、**公的不動産の利活用等のPPP/PFIを含む事業が「民間資金等活用公共施設等整備事業」として地域再生計画に記載可能な事項として追加**されたことで、**PPP/PFIが地域再生に資するものであることが明確化**。併せて「民間資金等活用公共施設等整備事業」を記載した計画において**地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税など他の支援措置メニューを活用すること等により、PPP/PFIを従前以上に推進**。

(参考) 公的不動産利活用の例



大阪府：大阪府営枚方田ノ口住宅
建替え事業

岡山市：出石小学校跡地整備事業

民間資金等活用公共施設等整備事業に係る PFI推進機構の特例業務の追加

地方公共団体(特に小規模の地域)の中には、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足しているところも依然として多い^(※)。また、PPP/PFIの経験の少ない、又は小規模の地方公共団体にも裾野を拡大するためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効。

そこで地域再生法改正案において、従来利用料金を徴収するPFI事業のみを支援対象としていた**民間資金等活用事業推進機構**(PFI推進機構)が、**地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行い、利用料金徴収の有無にかかわらず、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図る**ことを特例業務として可能とする。

(※) PPP/PFIを推進していない又はしない理由として、「ノウハウがない」が58.2%(経済財政諮問会議(H27.3.4)資料より)

(参考) PFI推進機構の業務範囲

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	①コンセッション ②収益型事業	③サービス購入 型事業	④公的不動産の 有効活用等
金融支援 (出資、資金貸付け等)	○	—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)	○	★ 本業務特例により支援可能に	

※PFI推進機構は、利用料金を徴収し自らの収入とするPFI事業について、施設の需要変動によるリスクマネーを供給する目的で2013年にPFI法に基づき設立された官民ファンド。平成30年度末時点で33件の支援実績(融資に伴う助言等を含む)がある。

PPP／PFI専門家派遣

PPP／PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

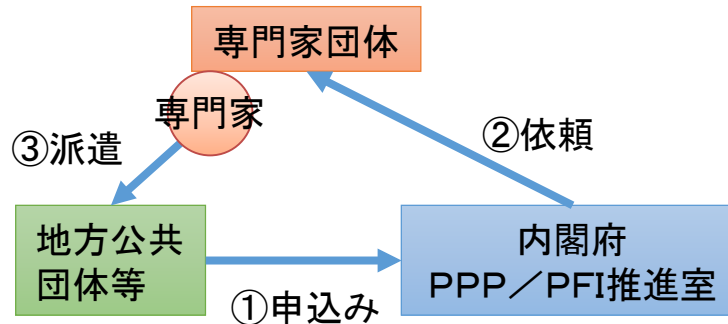
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(内容に応じて複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、PPP／PFI専門家団体と調整し、専門家を派遣
- 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、相談に応じます

【主な内容】

- PPP／PFI手法の基礎的な概念や考え方に関する講習会の実施
- 過去に実施されたPPP／PFI事業の事例紹介、解説
- 検討中の事業にPPP／PFI手法を導入する上での疑問点、課題等に関する相談 等

【派遣のしくみ】



【申込み方法】

- 申込みは通年受け付けています。
- 日程や内容などの調整のため、派遣希望の1ヶ月前までに申込みください。
- まずは下記に電話、FAXでご連絡ください。



PPP/PFIに関するお問い合わせ

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)

○お問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。

